

不治の病にかかったペットは安楽死させるべきか？

- JGSS-2006 のデータに見る日本人のペットの安楽死観 -

杉田 陽出

大阪商業大学経済学部

Should Pets Suffering From Fatal Diseases Be Euthanized?

Japanese Attitudes Toward Euthanasia of Pets as Seen in Data of JGSS-2006

Hizuru SUGITA

Faculty of Economics

Osaka University of Commerce

The aim of this study is to explore Japanese attitudes toward euthanasia of pets by examining factors affecting whether people agree or disagree with euthanasia of pets that are suffering from fatal diseases, using data of JGSS-2006. The results of data analysis show the followings: For the respondents on the whole, the rates of approval and disapproval of euthanasia are almost the same. But the respondents' attitudes toward euthanasia differ according to their sex and age. The respondents' attitudes toward euthanasia also differ in terms of their attitudes toward human euthanasia, experience of dogs' or cats' death, negative attitudes toward pet-keeping, religion, and residential area. On the other hand, factors such as pet-keeping, positive attitudes toward pets, experience of parents' or children's death, trauma, household income level, employment status, and educational background do not affect the respondents' attitudes toward euthanasia. Based on these results, Japanese attitudes toward euthanasia of pets are discussed, and some topics are suggested for future research.

Key Words: JGSS, euthanasia of pets, fatal diseases

本研究では、JGSS-2006 のデータを用いて、不治の病にかかったペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因を検証し、日本人のペットの安楽死観の究明を試みている。データ分析の結果、以下のことが示された。回答者全体で見た場合、安楽死に賛成の割合と反対の割合はほぼ同じである。しかし、性別や年齢によって、回答者の安楽死に関する意識には違いが見られる。また、人の安楽死に関する意識や犬または猫との死別経験の有無、ペットの管理規制に関する意識、信仰宗教、居住市郡規模によっても、安楽死に関する意識に違いが見られる。一方、ペット飼育の有無やペットに対する肯定的評価、親や子どもとの死別経験の有無、トラウマの有無、世帯収入レベル、就業の有無、最終学歴といった要因は、回答者の安楽死に関する意識に影響しない。以上の分析結果を基に、日本人のペットの安楽死観について考察が加えられ、今後の研究における課題が提示された。

キーワード：JGSS，ペットの安楽死，不治の病

1. はじめに

日本ではここ数年、ペット飼育への関心が高まり、ペットに強い愛着を持つ飼い主が増加している様子が窺われる。ペット飼育の効用が注目される一方で、ペットとの死別経験によって引き起こされる精神的・身体的症状が、ペトロスの問題として取り上げられつつある。家庭で飼育される動物の多くが人よりも短命であることを考えると、ペット飼育率の増加は、ペットとの死別を経験する飼い主の増加をも意味している。

飼い主が経験するペットとの死別は、必ずしも自然死によるものではなく、安楽死という場合もある。獣医療の発達によりペットの寿命が延びたといわれる反面、高齢のペットに特有の病気や回復の可能性の低い難病が増えていることも指摘されている(片野, 2003)。このような中、認知症のペットの取る行動が近隣住民の迷惑になっている、これ以上治療を続けても回復の見込みはないと診断された重篤のペットを現在の苦痛から解放する、経済的負担や介護負担の事情によりペットの治療を継続することが難しいなど、その置かれた状況は違うものの、飼い主が安楽死を選択肢の一つとして考えざるをえない場合がある。

ペットの飼い主、特に犬や猫の飼い主にとって、そのペットの安楽死を選択するか否かを迫られるような状況には、いつ遭遇してもおかしくはないであろう。しかし、自身の最終的な判断によってこれまで飼ってきた動物の命を絶つ決断をすることは、飼い主にとって決して容易なことではない。また、安楽死させる決断をしたものの、ペットの死後、その選択に対する後悔や自責の念を飼い主が持ち続け、それが精神的・身体的症状として現れることも懸念される。

現時点で、日本の臨床現場におけるペットの安楽死処置過程の現状に関する研究や、日本人のペットの安楽死観に関する研究は多いとはいえない。しかしながら、たとえそのような状況になった場合に安楽死を選択しないとしても、多くのペットの飼い主がいつ直面してもおかしくない問題として存在する以上、ペットの安楽死に関する実証的な調査や研究は必要であろう。ペットの安楽死選択を迫られるような状況下にある飼い主への対応を獣医師や病院スタッフが考えていく上で、また飼い主自身がペットとの別れやその終末期医療のあり方を考えていく上で、ペットの安楽死に関する研究は何らかの指針を提示することができるのではないだろうか。このような観点から、本研究では、日本人のペットの安楽死観に関する研究の糸口として、日本人の意識調査である JGSS-2006 のデータを用い、ペットの安楽死の是非に関する意識とその規定要因の検証を試みる。

本稿は次のように構成されている。まず、JGSS-2006 に含まれるペットの安楽死に関する設問について説明を加える。次に、ペットの安楽死の定義と日本人の安楽死観に影響する要因について論じる。そして、調査方法について述べた後、得られた分析結果について考察を加える。

2. JGSS-2006 におけるペットの安楽死に関する設問

JGSS では調査の一部を面接調査で行い、残りを留置調査で行うという形式を取っている。JGSS-2006 では、面接調査票は1種類であるものの、留置調査票はA票とB票の2種類に分かれており、調査対象者には各留置調査票がほぼ半数ずつ配布されている。ペットに関する設問項目は留置調査票B票に含まれており、ペットの安楽死に関する設問は、その中のペットに関する意見を問う設問項目に含まれている。

ペットの安楽死に関する設問文は、「不治の病にかかったペットは安楽死させるべきだ」というものであり、これに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の4つの選択肢が与えられている。この設問文においては、「不治の病」という表現があるだけで、何の病気なのか、治療の継続は不可能なのか、死期が迫っているのか、ペットが痛みや苦痛を感じているのかといった、現在の病状や症状を説明する具体的な表現は含まれていない。よって、この設問文中に示されているペットの状態が、後述する「動物の処分方法に関する指針の解説」(動物処分方法関係専門委員会, 1996)にある、一般的にペットが安楽死の対象となるケースに相当するのか疑問の余地があるだろう。加えて、この設問文ではペットの種類も明記されておらず、回答者が具

体的な状況を想定しにくい、言い換えれば、回答者によって想定する状況が大きく異なる可能性のある、かなり曖昧な内容となっている。さらに、「～べきだ」という表現を文末に配したことにより、ペット飼育者を対象にした調査を行うには、やや一般的または第三者的な響きを持つ意見になっているように感じられる。このような表現をしていることにより、安楽死を正当化するような内容と受け取られる可能性も否めない。

以上のように、JGSS-2006 に設けられたペットの安楽死に関する設問文については、いくつかの考慮すべき点がある。しかしながら、日本人全体を対象にペットの安楽死について尋ねた調査は希少であり、JGSS-2006 は日本人のペットの安楽死観を知る手がかりとなる貴重なデータといえる。今回は設問文の表現やその示す内容を考量し、非飼育者を含めた回答者全体を対象にした分析を行い、日本人のペットの安楽死の是非に関する意識の全体像を捉えていくことにする。

3. ペットの安楽死と日本人のペットの安楽死観に影響する要因

この章では、人の安楽死の定義との比較を加えつつ、ペットの安楽死の定義を明らかにしていく。また、先行研究を参照しながら、日本人のペットの安楽死観とそれに影響する要因について論じていく。

3.1 ペットの安楽死の定義

「動物の処分方法に関する指針の解説」(動物処分方法関係専門委員会, 1996)によると、1995年に総理府が告示した「動物の処分方法に関する指針」では、安楽死を「苦痛のない状態で死を誘致する行為」(p.13)と定義し、「化学的又は物理的方法により、できる限り処分動物に苦痛を与えない方法を用いて、当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる」(p.13)と規定している。ここでいう苦痛とは、肉体的苦痛だけでなく、苦悩や恐怖、不安、鬱状態等を含めた精神的苦痛をも指し、動物も人と同様の苦痛を感じるという前提の下、安楽死処置を行う際の対象動物の苦痛の除去や意識の喪失を強調している。

同解説(動物処分方法関係専門委員会, 1996)では、対象動物を愛玩動物(一般)、愛玩動物(行政)、展示動物、実験動物、産業動物に分類し、それぞれの処分方法について説明している。家庭で飼育されるペットに相当する愛玩動物は、個別の臨床獣医師による処分か地方公共団体による処分かで、一般と行政に分類されている。「愛玩動物(一般)」の項目では、動物が安楽死処分の対象になる状況として、飼い主の病気や死亡、転居などにより、引き取り手が見つからず飼育を継続することが不可能になった場合や、動物自身が病気や事故などにより健康回復の見込みがなく、苦痛を伴う病状が継続しており、安楽死処置を行うことが妥当と判断される場合が挙げられる。一方、「愛玩動物(行政)」の項目で処分の対象になるのは、野良犬や野良猫、そして飼い主から引き取った犬や猫である。

他にも、ペットが安楽死処分の対象になる状況として、先天的な障害を持って生まれてきた場合、問題行動の修正が不可能な場合、飼い主に治療を継続するための経済的余裕がない場合、その介護が困難な場合など、様々なケースが挙げられる(片野, 2003; 西山, 2001; 坂本, 2002)。また、安楽死という表現は用いているものの、実際には全てのケースにおいて、必ずしも安楽な方法で動物が致死させられているとは限らない。前章で述べたように、JGSS-2006では、健康な動物や飼育放棄された動物ではなく、不治の病にかかったペットの安楽死について、その賛否を尋ねている。よって、以降では、家庭で飼育されているペットが病などで重篤な状況に陥った場合に、個別の獣医師によって行われる安楽死を念頭に置き話を進めていく。

3.2 人の安楽死とペットの安楽死の違い

同じ安楽死という言葉を用いているが、ペットの安楽死は人の安楽死とは異なる点が見られる。甲斐(2006)によると、人の安楽死は「死期が切迫した病者の激しい肉体的苦痛を病者の真摯な要求に基づいて緩和・除去し、病者に安らかな死を迎えさせる行為」(p.2)と定義され、その種類は純粹

表1 人の安楽死とペットの安楽死の違い

	人の安楽死	ペットの安楽死
焦点	肉体的苦痛の緩和・除去処置	致死処置
要件1	死期の切迫性	必ずしも死期の切迫性があるとは限らない
要件2	激しい肉体的苦痛の存在	必ずしも激しい肉体的苦痛の存在があるとは限らない
要件3	本人の意思の確認が必要 → 本人に選択権がある	所有者に判断の責任と権限 → ペット自身に選択権はない
違法性の有無	苦痛を免れさせるために意図的、または積極的に死を招く措置を取る安楽死は違法	違法ではない

な安楽死、間接的安楽死、積極的安楽死、消極的安楽死に分類される。純粋な安楽死とは「肉体的苦痛を適宜取っていても死期が早まらない場合」(p.3)の安楽死をいう。「消極的安楽死とは患者の苦しみを長引かせないように延命治療を中止して、死期を早める不作為による安楽死のことであり、間接的安楽死とは苦痛の除去・緩和を目的とした治療行為が、結果として生命を短縮させる可能性のある場合をいい、積極的安楽死とは苦痛を免れさせるために意図的、または積極的に死を招く措置を取る場合をいう」(新村, 2001, p.67)。いずれの場合も、死期の切迫性、激しい肉体的苦痛の存在、病者の真摯な要求といった要件を満たす必要がある。

以上の定義を踏まえ、人の安楽死とペットの安楽死の違いを表1にまとめた。人の安楽死の場合、その特徴として、安らかに死を迎えるための肉体的苦痛の緩和・除去に焦点が置かれ、死期の切迫性や激しい肉体的苦痛の存在に加えて、本人の意思の確認が必要条件として挙げられる。たとえ本人の意思が確認されたとしても、鎮痛薬の使用によってではなく、致死させることによって患者の苦痛を除去する方法を取る積極的安楽死は、法的評価が分かれるものの違法とされる(甲斐, 2006)。これに対してペットの安楽死は、苦痛の緩和・除去が目的であるとはいえ、致死処置そのものを指す。重篤な動物だけでなく、健康な動物も対象になることから、必ずしも死期の切迫性や激しい肉体的苦痛の存在は問われないといえる。また、安楽死の決断はその所有者である飼い主に責任と権限があり(動物処分方法関係専門委員会, 1996)、処置を行うこと自体違法ではない。

前節で言及したように、ペットの安楽死の場合は、そこに至るまでの状況がケースごとに大きく異なるため、人の安楽死のどれに相当するのか一概にいうことは難しい。例えば苦痛を伴う重篤なペットに安楽死を施すような場合、方法論的には「苦痛を免れさせるために意図的、または積極的に死を招く措置を取る」(新村, 2001, p.67)積極的安楽死の概念に近いように思われる。しかし、ペット自身ではなく、第三者である飼い主の判断で安楽死の決定がなされるという点で、人の安楽死の定義からは外れる。

人の場合、安楽死と区別すべきものとして、尊厳死と慈悲殺がある(甲斐, 2006)。尊厳死とは「栄養と水分の補給以外には、積極的な治療もせず、寿命が尽きたら尊厳のあるうちに、自然に死なせて欲しいと願う死」(沖永, 2004, p.73)をいい、「一般的に、患者に意識ないし判断能力がなく、本人の真意や肉体的苦痛の存否の確認が困難な点、そして死期が切迫しているとは限らない点で、安楽死と異なる」(甲斐, 2006, p.11)とされる。一方、慈悲殺とは「苦痛に耐えている動物を、苦痛から解放するために、銃などで殺すように、患者の苦痛をみるに忍びず、同情の念から回りの誰かがその人を死に至らしめる」(鍋島, 1994, p.232)ことである。安楽死や尊厳死が医療関係者によって行われるのに対して、慈悲殺は家族などの手によって行われることが多いという。

鍋島(1994)による慈悲殺の説明において、まさに苦痛に耐える動物の致死が例に挙げられている。本人の意思の確認が必要条件とされる人の安楽死とは異なり、周りの者の意思で行う積極的な致死行為という点において、ペットの安楽死は尊厳死というより、むしろ慈悲殺の概念に近いのではないか

と思われる。実際に欧米の文献では、動物の安楽死を慈悲殺 (mercy killing) と表現している場合が多く見受けられる。しかし、ペットの安楽死処置は獣医師によって行われ、かつそれ自体違法ではないという点で、家族などの手によって行われ、違法とされる人の場合の慈悲殺とも正確には異なる。

このように見ていくと、ペットの安楽死は人の安楽死とは異なり、また人の尊厳死や慈悲殺の定義にもあてはまらない。これには人間社会における人とペットの立場の違い、つまりペットは人の所有「物」といった位置付けが反映されているものと考えられる。しかしながら、人の安楽死や尊厳死を受け入れることがその家族にとって難しいのと同様に、ペットの安楽死を受け入れることは飼い主にとって容易なことではない。この傾向は、欧米人よりも日本人に強く見られるようである。次節では、欧米人との比較から、日本人のペットの安楽死観について論じる。

3.3 日本人のペットの安楽死観

欧米のペットの安楽死に関する研究において、安楽死を決断するのは飼い主にとって難しいことが指摘されている。飼い主が安楽死を決断する際には、家族の一員であるかけがえのない存在を失う悲しみに加えて、自身が下した決断によって他者の生命を奪うことに対する罪悪感や疑問、回復の可能性への希望など、様々な感情や考えが浮かび、それが安楽死という選択肢を受け入れることを困難にする (Cowles, 1985; McCutcheon & Fleming, 2002; Quackenbush & Glickman, 1984)。日本人のペットロステーマにした新島 (2006) の研究事例においても、ペットの安楽死選択が飼い主にとって並々ならぬものである様子が窺われる。文化の違いを問わず、飼い主はペットの安楽死選択を躊躇することが概観されるのであるが、しかし、日本人と欧米人では、安楽死に関する意識レベル、あるいは安楽死に対する許容度といったものが異なるように見受けられる。

アメリカで 138 ケースの飼い主を対象に行われた Quackenbush & Glickman (1984) の調査では、悩んだ末に 90% 以上の飼い主がペットの安楽死を選び、自然死を選んだ飼い主はペットの死期を伸ばしたことや苦痛を伴う死に方をさせたことに罪悪感を持つ、という結果が報告されている。カナダで行われた McCutcheon & Fleming (2002) の調査では、ペットの死後、自然死を選んだ飼い主よりも安楽死を選んだ飼い主の方が悲嘆の程度が軽く、ペットに対する愛着が強いことが判明している。また、やはりカナダで行われた Adams et al. (2000) の調査結果によると、最近犬や猫を亡くした飼い主 154 人の内 84% が、安楽死はペットの命を絶つ人道的な方法であると信じている。これに対して、1 つの事例に過ぎないものの、日本人を対象にした新島 (2006) の研究では、安楽死の決断に葛藤し、ペットが死んでからもなお、その選択が正しかったか苦悩する飼い主の様子が描かれている。この日本人飼い主の 1 ケースだけを取り上げて比較することはできないものの、少なくとも欧米では、安楽死が多くの飼い主に受け入れられており、その選択がペットの死後も飼い主に良い心理的効果をもたらしているといえよう。

現実にペットの安楽死選択を迫られているような状況や、ペットの死後といった特定の状況以外にも、人々が日常持つ意識として、日本人と欧米人では安楽死についての考え方に違いがあることを示す調査結果がある。杉田 (2007, 2008a) が日本とオーストラリアの大学生を対象に実施した調査では、ペットの安楽死選択の是非を巡って、両者の意識に明確な違いが見られる [$\chi^2(3, N=594)=116.40, p<.001$]。図 1⁽⁴⁾ は、「獣医師から不治のケガや病気にかかっているペットの安楽死を提案された場合、飼い主はそれに従ったほうがいい」という、ペットの安楽死判断を下した獣医師の意見に従うかどうかを尋ねた設問に対して、ペット飼育者と非飼育者を含む、両国の回答者全体の回答の割合を示したものである。

日本人は、「そう思う」や「そうは思わない」といった明確な賛否を表す回答よりも、「どちらかというところ思わない」や「どちらかというところ思う」といった迷いを含んだ意見に回答が集中する傾向が見られる。また、この「どちらかというところ」の表現を含む 2 つの選択肢では、賛成意見よりも反対意見の方が多く選ばれている。一方、オーストラリア人は、「そう思う」という明確な賛成意見を表す回答の割合が最も多く、次に「どちらかというところ思う」という、やはり賛成意見の回答の割

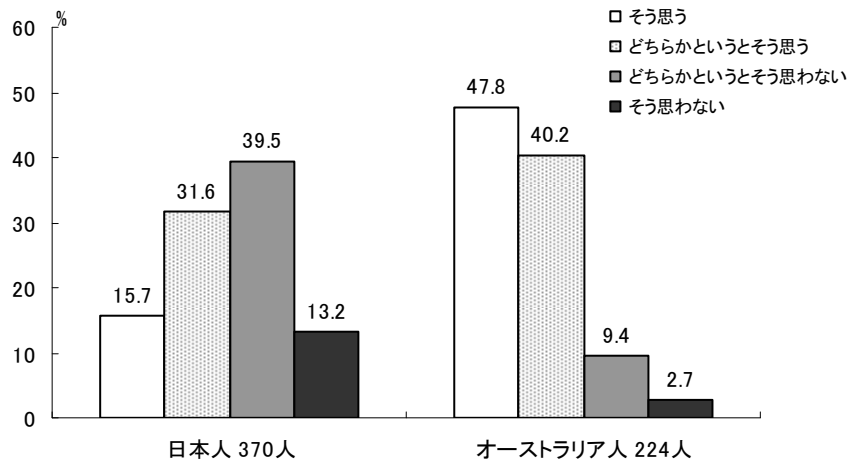


図1 日豪大学生のペットの安楽死に関する賛否

合が多くなっている。「どちらかというと思わない」や「そう思わない」といった反対意見の回答の割合はわずかであり、全体的に見て賛成意見に回答が集中している。この調査の回答者は平均年齢19～20歳の大学生であり、既にこの年齢において、オーストラリア人は安楽死を受け入れる姿勢を示し、日本人は迷いつつも反対意見が多いという傾向が観察される。

安楽死処置を施す側の獣医師を対象とした調査結果では、日本人と欧米人の安楽死観の違いがさらに顕著に現れている。イギリス人獣医師を対象に実施された先行調査を参考に、日本人獣医師を対象に行った Kogure & Yamazaki (1990) の調査では、「飼い主の要求があれば、健康な動物を安楽死させるか」という設問に、回答者72人の内63%が「いいえ」と回答している。これに対して先行調査である Fogle & Abrahamson (cited in Kogure & Yamazaki, 1990) の調査では、イギリス人回答者169人の内74%が「はい」と回答している。また、「飼い主の許可がなくても、苦痛を伴った、重傷または末期症状の動物を安楽死させるか」という設問には、日本人回答者の97%が「いいえ」と回答する一方で、イギリス人回答者の88%が「はい」と回答している。2つの設問共に、日本人とイギリス人では「はい」と「いいえ」の回答の割合が逆転しており、特に後者の設問に対する回答結果から、重篤なペットの安楽死処置に対しても日本人獣医師は慎重であるが、イギリス人獣医師は、飼い主の許可の有無にかかわらず、安楽死処置に肯定的な意見を持っていることがわかる。

上のイギリス人獣医師に関する回答結果や、前述したアメリカやカナダの飼い主を対象とした調査報告からは、欧米では獣医師が安楽死処置を施す機会が少なく、また飼い主にとってもペットの安楽死に向い合う機会が少ないことが示唆される。これは、獣医師会などの定める動物の安楽死に関する規定の内容からも推察されるところである。例えば、アメリカやオーストラリアでは、安楽死の処置方法を始めとして、どのような場合に安楽死を行うべきか、安楽死を行う際に獣医師が留意すべきこと、さらには飼い主とのコミュニケーションの図り方に至るまで、かなり詳細に規定されたガイドラインが存在する (American Veterinary Medical Association, 2007; Veterinary Practitioners Registration Board of Victoria, 2006)。

一方、日本では、「獣医師の間で安楽死について的一致した意見は現在までになく、・・・アメリカ獣医師会が作成したような飼い主に対するマニュアル的配慮についても確立されていない」(岩本・福井, 2003, p.203) という。これを裏付けるように、社団法人日本獣医師会 (2004) の「小動物医療の指針」では、安楽死に関する記述は非常に少ない。また、「動物の処分に係る指針の解説」(動物処分方法関係専門委員会, 1996) の「愛玩動物(一般)」の項目においても、安楽死の処置方法の記載に加えて、海外の安楽死に関する意識を紹介するにとどまっている。

欧米ではガイドラインの他にも、安楽死の手順や処置にあたって獣医師が考慮すべきことや、飼い主に対する配慮などについては、多くの文献にまとめられている (e.g. Carmack, 1986; Hart, Hart, & Mader, 1990; Katcher & Rosenberg, 1979; Kay et al., 1988; Lagoni & Butler, 1994)。さらに、ペットの安楽

死が飼い主に及ぼす影響についての研究も多数見られ、前述した Cowles (1985) らの研究もその中に含まれる。対して日本では、ペットの安楽死や欧米の安楽死事情を紹介する文献 (e.g. 本田, 1999; 片野, 2003; 西山, 2001; 坂本, 2002) や、ペットロスと安楽死選択の関連性を示唆する研究 (新島, 2006) はあるものの、ペットの安楽死そのものをテーマにした実証的研究は少ないといえよう。

以上のように、欧米におけるペットの安楽死を取り巻く状況や、飼い主及び獣医師の意識と比較してみると、日本ではペットの安楽死という概念はあまり認知あるいは容認されておらず、安楽死選択や安楽死処置に対して消極的あるいは否定的であるというような印象を受ける。次節では、欧米との文化背景の違いという点から、日本人のペットの安楽死観に影響する要因について考える。

3.4 日本人のペットの安楽死観に影響する要因

欧米人の動物観には、動物や自然を人の支配下に置くユダヤ・キリスト教の思想の影響があり、日本人の動物観には、動物や自然と人間に明確な境界線を引くことを控える仏教や神道の影響があることは、しばしば指摘されるところである (e.g. Knight, 2003; 林, 1999; 矢野, 2004)。この説に従うと、人には動物の生命をコントロールし、動物の苦痛を取り除いてやる義務があると考えられる欧米人は動物の安楽死を行い、殺生や肉食を戒める仏教の影響を受けた日本人は人為的に動物を致死させる安楽死を避ける、ということになる。この見解は、前節で述べた日本人と欧米人のペットの安楽死に関する意識の違いを説明する上でわかりやすい。ただし、このような仏教や神道の教えを現代の日本人、特に若い世代が意識して行動しているとは考えにくい。宗教の教えそのものが影響しているというよりは、むしろ生活様式や慣習の中に組み込まれている宗教観や人と自然の関係に関する価値観が、人々の動物観や安楽死観に反映されていると見た方が無難であろう。

また、動物虐待や動物のクオリティー・オブ・ライフの概念の違いも、日本人と欧米人の安楽死観の形成に影響していると考えられる。オーストラリア、ヴィクトリア州の安楽死に関するガイドライン (Veterinary Practitioners Registration Board of Victoria, 2006) では、獣医師のすべきこととして、動物の不要な苦痛の軽減を繰り返し述べている点が目につく。重症の動物に安楽死処置を行わないのは虐待と見なされる可能性がある、というような一文もあり、このガイドラインの内容からは、動物を至死させることよりも、動物に苦痛を感じさせることを虐待と捉える思想が窺われる。肉体的苦痛だけでなく、動物の精神的苦痛の除去のためにも安楽死を勧める傾向は、欧米の文献に共通して見られる点である。中には、安楽死の決断は動物の苦痛の除去とクオリティー・オブ・ライフの維持のための人道主義的義務である (Anderson, 2008) といった記述も認められる。

これに対して日本では、人が動物の生命を絶つこと自体を虐待と考える傾向があるように思われる。人為的に致死させるよりは、たとえペットが苦しんだとしても自然死を選び、最期まで看取るという考え方が、日本人には受け入れられやすいのではないだろうか。安楽死を容易に行う欧米人の姿勢に批判的な意見 (e.g. 本田, 1999; 片野, 2003; 坂本, 2002) からは、動物の命数を第三者である人が決めてしまうことに対する違和感と、動物に自然な死を迎えさせることが、そのクオリティー・オブ・ライフを尊重することになるという思想が読み取れる。

以上、文化背景の違いという点から、日本人のペットの安楽死観に影響する要因について述べてきたが、文化の違いに関係なく、その安楽死観に影響すると考えられる要因についても言及しておく必要があるだろう。Murray & Pendridge (2001) は、犬の安楽死に対する人々の反応に影響する要因として、死生観、動物の生命に関する価値観、安楽死観を挙げている。この3つの要因は、オーストラリア及びニュージーランドの都市部における、野良犬の数をコントロールするための措置として行われる安楽死に関するものである。しかし、家庭で飼育されているペットの安楽死の場合にもあてはまると考えられるため、ここで各要因について簡単な説明を加えておく。

まず、ここでいう死生観とは、死に対する意識や恐怖を意味している。「人の死」に対する反応としての悲嘆には、死に伴う痛みや人間関係が断たれることなどから生じる、死に対する恐怖が関連している。人の死にさほどストレスを感じずに対処する人もいれば、執拗にこだわる人もおり、同様の

ことが犬の死についてもいえる。犬や猫の命を助けようという意識が強い人の中には、死にまつわる個人的な問題を抱える人がいると思われる。次に、動物の生命に関する価値観については、動物観やペット観、あるいはペットに対する愛着という概念に置き換えることができるであろう。ペットに対して否定的な意見を持つ人もいれば、ペットを人よりも大切な存在と考える人もおり、このペットに関する価値観が安楽死に関する意識に影響する。つまり、愛着のない動物の死は受け入れ易いが、愛着のあるペットの死は受け入れ難いということである。

オーストラリア及びニュージーランドでは現在、人の安楽死は認められていないが⁽²⁾、動物の安楽死はその状況にかかわらず正しい処置として一般的に認められている。ところが、人の安楽死について議論していく中で、慈悲殺（mercy killing）と殺人（murder）の区別を動物の安楽死にも適応しようという意見が出てきた。すなわち、病気の動物の慈悲殺は認めるが、若く健康な動物を殺すことは認められないという意見である。この3つ目の要因である安楽死観についての説明は、オーストラリア及びニュージーランドの人の安楽死に関する議論を基に展開しているが、つまりは、人の安楽死に関する意識が動物の安楽死に関する意識に影響を及ぼすということである。

本章第1節で述べたように、ペットが安楽死の対象になる状況の1つとして、飼い主にその治療を継続するための経済的余裕がない場合が挙げられる。本研究の場合、調査対象者にはペット飼育者だけでなく、非飼育者や安楽死の対象にならない種類の動物の飼育者も含まれている。また、安楽死の対象になる種類の動物の飼育者についても、現実に安楽死を選択しなければならない状況に置かれているわけではない。しかしながら、このような回答者が不治の病にかかっているペットの安楽死の是非を問われた場合に、回復の見込みが低いとわかっているペットに、高額な治療を施すだけの価値があるのかという点、または治療費を出し続ける余裕が自分にはあるのかという点が、その回答を決定する要因にならないとは限らない。その際に、現在の自身の家計を判断基準にして考える可能性もあるであろう。この観点から、本研究では、家庭の経済状態を表す家計も安楽死観に影響する要因の1つとして挙げておく。

以上をまとめると、日本人のペットの安楽死観に影響する要因として、宗教観、動物虐待と動物のクオリティー・オブ・ライフの概念、死生観、ペット観、安楽死観、そして家計が挙げられる。本研究では、これらの要因に関連する変数をJGSS-2006から選び、不治の病にかかっているペットの安楽死の是非に関する意識との関連性の有無について調べていく。

4. 調査方法

4.1 回答者

本稿第2章で述べたように、本研究では、ペットに関する設問項目が含まれているJGSS-2006の留置調査票B票と、その回答者を対象とした面接調査票のデータを用いている。留置調査票B票の回答者数は2,130人（男性964人、女性1,166人）であり、この内現在のペット飼育者は755人（男性343人、女性412人）である。また、無回答者を除いたペット飼育率は35.5%である。

4.2 分析

本稿では、まず、ペットの安楽死に関する設問に対する回答の割合の分布を、回答者全体、男女別、年齢層別、現在のペット飼育の有無別に見ていく。次に、一般線形モデルを用いて分析を行い、ペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因を明らかにしていく。この規定要因に関する分析で用いた変数については、次節で改めて説明を加える。なお、本研究では有意水準を5%に設定している。

4.3 分析で用いた変数

一般線形モデルを用いた分析を行うにあたっては、JGSS-2006のペットの安楽死に関する設問、「不治の病にかかったペットは安楽死させるべきだ」を基に作成した、ペットの安楽死の是非に関する意識変数を従属変数に用いた。この変数では、元の設問に与えられている選択肢の数値を反転している。

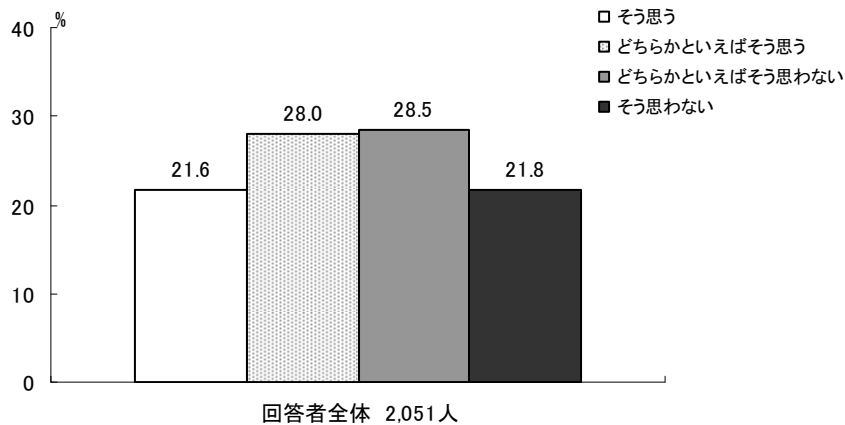


図2 ペットの安楽死に関する賛否

すなわち、「そう思う」を4、「どちらかといえばそう思う」を3、「どちらかといえばそう思わない」を2、「そう思わない」を1とし、数値が高くなるに従いペットの安楽死に賛成であり、低くなるに従い反対であることを示すようにしている。

独立変数については、前章第4節で日本人の安楽死観に影響する要因として挙げた、宗教観、死生観、ペット観、安楽死観、家計について、JGSS-2006 から関連すると思われる変数を選び、分析に用いることにした⁽³⁾。宗教観を表す変数については、信仰する宗教の有無及びその種類を問う設問を基に、家の宗教または自分の信仰する宗教を「仏教・神道」、「キリスト教」、「その他の宗教」⁽⁴⁾、「なし（信仰する宗教はない）」に分類し、信仰宗教変数として用いることにした。死生観を表す変数としては、年齢に加え、トラウマの有無、血族一親等である親との死別経験の有無と子どもとの死別経験の有無、犬または猫との死別経験の有無に関する変数を用いた。

ペット観については、現在のペット飼育の有無に関する変数と、「ペットの管理はもっと厳しく規制するべきだ」と「ペットは気持ちをなごませてくれる」というペットに関する意見を問う設問を基に作成した、2つのペットに関する意識変数を用いた。この2つの意識変数については、従属変数であるペットの安楽死の是非に関する意識変数と同様に、与えられた4つの選択肢の数値を反転し、それぞれのペットに関する意見について、数値が高くなるに従い賛成、低くなるに従い反対を示すようにしている。

安楽死観には、人の安楽死についての賛否に関する変数と、安楽死についての知識の有無という意味で、最終学歴に関する変数を用いた。家計については、就業の有無と世帯収入レベルに関する変数を用いた。世帯収入レベル変数⁽⁵⁾については、回答者の家計に関する意識がより反映されるという観点から、世帯年収額ではなく、回答者の主観的な世帯収入レベルに関する意識を問う設問から変数を作成している。以上の変数に、性別変数と居住市郡規模変数を独立変数に加えて分析を行った。

5. 結果

5.1 ペットの安楽死の是非に関する意識

まず、設問「不治の病にかかったペットは安楽死させるべきだ」に対する回答の割合の分布を見ていく。回答者全体については(図2参照) 両端の選択肢である「そう思う」と「そう思わない」よりも、中央2つの選択肢である、「どちらかといえばそう思う」と「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合が多い。明確に賛否を表す意見よりも、選択を決めかねた迷いを含む意見に回答が集中する傾向が見られる。しかし、両端の選択肢は共に20%以上の割合を占めており、「どちらかといえば」の表現を含む中央2つの選択肢に比べて、その割合が極端に少ないというわけでもない。また、「そう思う」と「そう思わない」の回答の割合、そして「どちらかといえばそう思う」と「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合は、それぞれほぼ同じという特徴も見られる。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を併せたものを全体的な賛成意見、「そう思わない」と「どちらかといえばそう

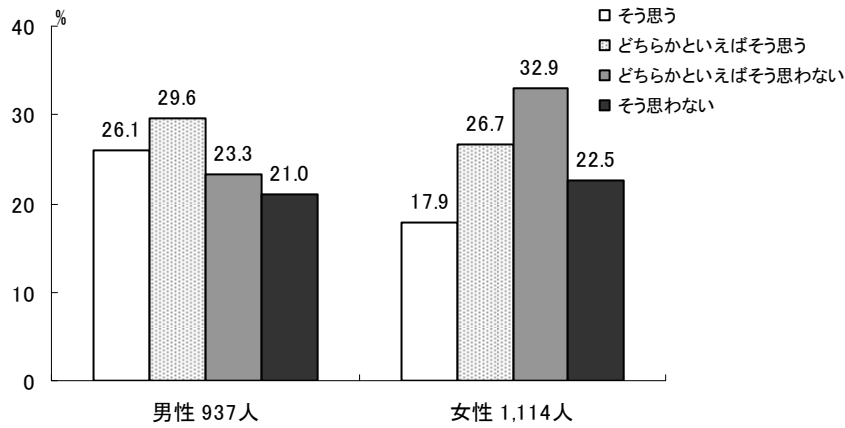


図3 男女別ペットの安楽死に関する賛否

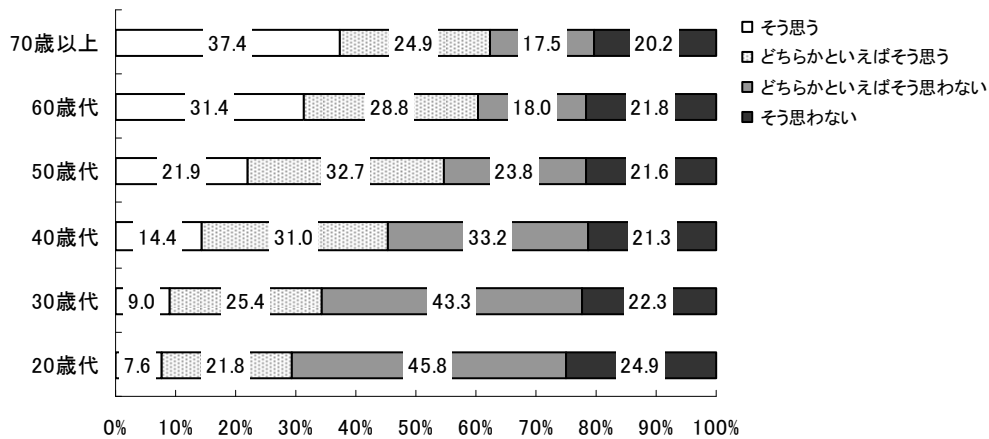


図4 年齢層別ペットの安楽死に関する賛否

「そう思わない」を併せたものを全体的な反対意見とした場合、安楽死に賛成する意見と反対する意見はほぼ二分される。

回答者を性別で分けた場合（図3参照）、男性では、「どちらかといえばそう思う」の回答の割合が29.6%と最も多く、次に多いのが「そう思う」、そして「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の順になっている。一方、女性では、「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合が32.9%と最も多く、続いて「どちらかといえばそう思う」、「そう思わない」、「そう思う」となっている。男性では、全体的な反対意見よりも全体的な賛成意見が多いだけでなく、明確に賛成を表す意見「そう思う」の回答の割合が多いという特徴が見られる。これに対して女性では、迷いが生じつつも、全体的な賛成意見よりも全体的な反対意見が多くなっている。女性では、「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合が30%以上を占めるのに対して、「そう思う」という明確な賛成意見が17.9%と最も少なく、男性でこれら2つの選択肢の回答の割合が、それぞれ23.3%と26.1%を占めているのとは対照的である。この回答の分布からは、不治の病にかかったペットの安楽死について、男性は賛成する傾向があり、女性は反対する傾向があるのを見て取れる $[\chi^2(3, N=2051)=34.91, p<.001]$ 。

年齢層別に見た結果では（図4参照）、4つの選択肢の内、「そう思う」と「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合に、回答者の年齢層の変化に伴った対照的な増減が見られる。例えば、20歳代では、「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合が45.8%と最も多く、これに対して「そう思う」の回答の割合が7.6%と最も少ない。しかし、70歳以上では反対に、「どちらかといえばそう思わない」の回答の割合が17.5%と最も少なく、「そう思う」の回答の割合が37.4%と最も多くなっている。一方、「そう思わない」という明確な反対意見を表す回答については、6つの年齢層の中では20歳代の割合が最も多くなっているとはいうものの、年齢層による大きな違いはほとんど見られない。

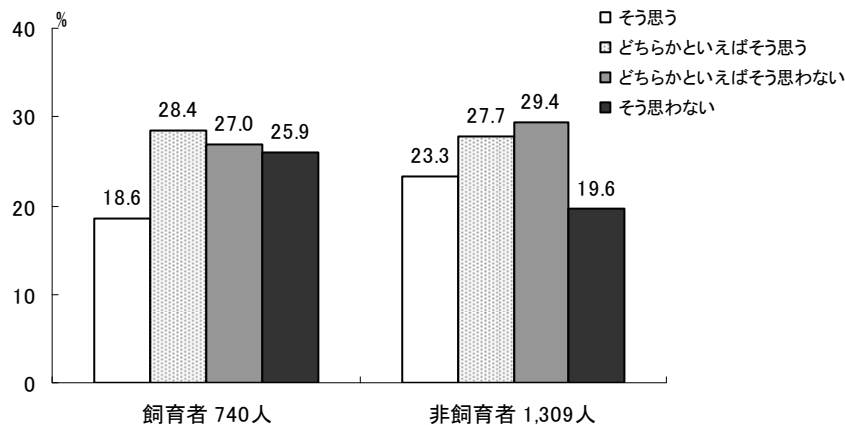


図5 現在のペット飼育の有無別ペットの安楽死に関する賛否

また、「どちらかといえばそう思う」の回答については、40歳代と50歳代でその割合が多くなる傾向が見られ、これは「どちらかといえばそう思わない」という意見から「そう思う」という意見へ移行する転換期のピークが、この年齢層であることを示しているものと思われる。20歳代では、全体的な賛成意見に比べて全体的な反対意見が圧倒的に多い。しかし、回答者の年齢層が上がるに伴い、「そう思う」という明確な賛成意見の割合が増加し、「どちらかといえばそう思わない」という迷いを含んだ反対意見の割合が減少した結果、70歳以上では、全体的な反対意見よりも全体的な賛成意見が多くなる $[\chi^2(15, N=2051)=205.99, p<.001]$ 。

図5は、回答者全体を現在のペット飼育の有無で分類した結果である。飼育者と非飼育者共に、回答の割合は「どちらかといえばそう思う」と「どちらかといえばそう思わない」で多く、順位の違いはあるとはいえ、その割合は大きく違わない。飼育者と非飼育者で違いが見られるのは、「そう思う」と「そうは思わない」といった、明確な賛否を表す回答の割合である。飼育者では、「そう思う」という明確な賛成意見の割合は18.6%と最も少ないものの、「そう思わない」という明確な反対意見は、「どちらかといえば」の表現を含む2つの選択肢に続いて25.9%と高い割合を占めており、全体的に見て、不治の病にかかったペットの安楽死に反対する意見が多いといえる。これとは対照的に非飼育者では、「そうは思わない」という明確な反対意見の割合が18.9%と最も少ないのに対して、「そう思う」という明確な賛成意見の割合が23.3%となっており、全体的に見てわずかに賛成意見が多い $[\chi^2(3, N=2049)=14.57, p<.01]$ 。

5.2 ペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因

次に、一般線形モデルを用いて行った、ペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因についての分析結果を見ていく。表2は分析に用いた独立変数の各カテゴリに含まれる回答者数を示し、表3⁽⁶⁾は分析結果を示している。

表3の分析結果によると、不治の病にかかっているペットの安楽死の是非に関する意識について、回答者の性別、年齢、居住市郡規模、信仰宗教、人の安楽死についての賛否、犬または猫との死別経験の有無、ペットの管理規制に関する意見についての賛否といった要因の効果がみられる。この結果からは、女性は男性よりも安楽死に反対であること、年齢が高くなるほど安楽死に賛成であること、人口20万人以上の市に住んでいる人は町村に住んでいる人よりも安楽死に反対であること、仏教・神道を信仰している人は信仰宗教がない人よりも安楽死に賛成であること、人の安楽死に反対意見を持つ人や「わからない」と回答した人は賛成意見を持つ人よりも安楽死に反対であること、犬または猫の死別経験がある人はない人よりも安楽死に反対であること、ペットの管理をもっと厳しく規制すべきだと考えている人ほど安楽死に賛成であることが示される。一方、回答者の就業の有無、世帯収入レベル、最終学歴、トラウマの有無、親との死別経験の有無、子どもとの死別経験の有無、現在のペット飼育の有無、ペットは気持ちをなごませてくれるという意見についての賛否といった要因につい

ては、安楽死の是非に関する意識への効果は見られない。

JGSS-2006 のデータを用いた今回の分析からは、不治の病にかかっているペットの安楽死の是非に関する意識及びその規定要因について、以上のような結果が得られた。次章では、これらの結果について考察を加えていく。

表2 分析に用いた独立変数の各カテゴリの回答者数

変数	カテゴリ	人数	%
性別	男性	847	45.7
	女性	1005	54.3
	計	1852	100
年齢層	20代	212	11.4
	30代	303	16.4
	40代	294	15.9
	50代	369	19.9
	60代	375	20.2
	70歳以上	299	16.1
計	1852	100	
居住市郡規模	大都市	372	20.1
	人口20万人以上の市	492	26.6
	人口20万人未満の市	765	41.3
	町村	223	12
計	1852	100	
就業の有無	あり	1154	62.3
	なし	698	37.7
計	1852	100	
世帯収入レベル	平均より(かなり)多い	238	12.9
	ほぼ平均	832	44.9
	平均より少ない	595	32.1
	平均よりかなり少ない	187	10.1
計	1852	100	
信仰宗教	仏教・神道	502	27.1
	キリスト教	22	1.2
	その他の宗教	109	5.9
	なし	1219	65.8
計	1852	100	
最終学歴	義務教育	328	17.7
	中等教育	922	49.8
	高等教育	602	32.5
	計	1852	100

変数	カテゴリ	人数	%
人の安楽死についての賛否	賛成	1165	62.9
	反対	154	8.3
	わからない	533	28.8
計	1852	100	
トラウマの有無	あり	1087	58.7
	なし	765	41.3
計	1852	100	
親との死別経験の有無	あり	1180	63.7
	なし	672	36.3
計	1852	100	
子どもとの死別経験の有無	あり	35	1.9
	なし	1817	98.1
計	1852	100	
犬または猫との死別経験の有無	あり	1103	59.6
	なし	749	40.4
計	1852	100	
現在のペット飼育の有無	あり	662	35.7
	なし	1190	64.3
計	1852	100	
ペットの管理はもっと厳しく規制するべきだ	そう思わない	98	5.3
	どちらかといえばそう思わない	228	12.3
	どちらかといえばそう思う	746	40.3
	そう思う	780	42.1
計	1852	100	
ペットは気持ちをなごませてください	そう思わない	83	4.5
	どちらかといえばそう思わない	87	4.7
	どちらかといえばそう思う	571	30.8
	そう思う	1111	60
計	1852	100	

表3 ペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因

	b
女性	-0.14 **
年齢	0.01 ***
居住市郡規模(町村)	
大都市	-0.03
人口20万人以上の市	-0.18 *
人口20万人未満の市	-0.11
就業有	0.07
世帯収入レベル(ほぼ平均)	
平均より(かなり)多い	-0.07
平均より少ない	-0.03
平均よりかなり少ない	0.04
信仰宗教(なし)	
仏教・神道	0.12 *
キリスト教	0.12
その他の宗教	-0.07
最終学歴(義務教育)	
中等教育	0.06
高等教育	0.08
人の安楽死についての賛否(賛成)	
反対	-0.57 ***
わからない	-0.46 ***
トラウマ有	-0.08
親との死別経験有	0.06
子どもとの死別経験有	0.13
犬または猫との死別経験有	-0.15 **
現在のペット飼育の有無	-0.02
ペットの管理はもっと厳しく規制するべき;	0.16 ***
ペットは気持ちをなごませてください	-0.02
切片	1.77 ***
Adjusted R ²	0.13 ***
n	1852

* p<.05, ** p<.01, *** p<.001

6. 考察

6.1 ペットの安楽死の是非に関する意識

「不治の病にかかったペットは安楽死させるべきだ」という設問に対する回答者全体の回答の分布を見たところ、次のことが明らかになった。「そう思う」や「そうは思わない」といった明確な賛否を表す回答よりも、「どちらかといえばそう思う」や「どちらかといえばそう思わない」という、やや迷いを含む回答の割合が多い。しかし、明確な賛否を表す回答の割合は共に、「どちらかといえば」の表現を含む2つの選択肢の回答の割合に比べて、極端に少ないというわけではない。「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を全体的な賛成意見、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を全体的な反対意見とした場合に、安楽死に関する賛否の割合はほぼ二分される。

宗教観や動物観の違いから、欧米人に比べて日本人は人為的に動物を致死させる行為を避ける傾向があるといわれる（Knight, 2003; 林, 1999; 矢野, 2004）。確かに、欧米人の意識を基準にして日本人の意識を見た場合や、安楽死処置を行う側である獣医師の意識の比較という点から見た場合には（本稿第3章第3節参照）欧米人に比べて、日本人は安楽死に対して否定的あるいは消極的な意見を持っている、または慎重な姿勢で臨んでいるといえるであろう。しかし、今回得られた上記の回答者全体に関する結果からは、日本人は不治の病にかかっているペットの安楽死に対して、決して否定的、消極的であるとはいえない。回答者の意見が賛成と反対のどちらにも偏っておらず、明確な賛成意見も少なくないという結果を見る限りにおいては、一般の日本人が必ずしも安楽死に反対しているわけではなく、むしろ賛否両論を含む中庸的な意見を持っていると捉えるべきであろう。

ところが、回答者全体で見た場合には二分された安楽死に関する賛否の割合も、性別や年齢層といった回答者の属性によって偏りが見られる。男性と女性では、男性は安楽死に賛成する傾向があり、女性は安楽死に反対する傾向がある。しかも、男性は安楽死について明確な賛成意見を表す割合も多く、女性が明確な賛成意見を避け、迷いながらも反対する割合が多いのとは対照をなしている。また、回答者の年齢層について見た場合、安楽死についての明確な反対意見の割合は年齢層を問わず一定している一方で、年齢層が上がるに従って明確な賛成意見の割合は増加し、迷いを含んだ反対意見の割合は減少するという傾向が見られる。このため、年齢が上がるにつれて全体的な反対意見の割合が徐々に増加する反面、全体的な賛成意見の割合は減少する。そして、この結果、20歳代では安楽死に賛成する意見よりも反対する意見の方が多いのに対して、70歳以上ではこの賛否の割合がほぼ逆転する。以上のように、女性や若い世代が安楽死に否定的な意見を持つ一方で、男性や高齢者層はむしろ安楽死を肯定しているといえ、回答者の属性によっては安楽死を積極的に容認する意見を持つことがわかる。

現在のペット飼育の有無による回答の分布結果からも、ペットの飼育者と非飼育者という属性の違いによって安楽死の是非に関する意識に差が認められる。両者共、「どちらかといえば」という表現を含む2つの選択肢の回答の割合が多いが、飼育者は安楽死に明確な反対意見を示す割合もかなり多い。この反面、飼育者は明確な賛成意見を示す割合が少なく、非飼育者が明確な賛成意見を示す割合が多く、明確な反対意見を示す割合が少ないのとは対照的である。愛着のあるペットの死は受け入れにくい（Murray & Pendridge, 2001）といわれるが、この結果からは、実際にペットを飼っていることにより、紙面上で問われたペットの安楽死をより現実的に捉え、それが反対意見に結びつくことが仮定される。

6.2 ペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因

JGSS-2006の安楽死に関する設問に対する回答の割合の分布を比較した結果では、不治の病にかかったペットの安楽死の是非に関する意識について、回答者の性別や年齢層による差が見られた。他の要因をコントロールした分析結果からも、回答者の性別と年齢、さらには居住市郡規模、信仰宗教、人の安楽死についての賛否、犬または猫との死別経験の有無、ペットの管理規制に関する意見についての賛否によって、安楽死に関する意識に差が見られることが判明した。ここでは、ペットの安楽死の

是非に関する意識に効果のあることが確認されたこれらの要因を中心に、日本人のペットの安楽死に関する意識について考察を加えていく。

6.2.1 性別

人とペットの関係に関する先行研究の中で、男性と女性ではペットに関する意識に違いが見られることを指摘するものは多い。例えば、男性よりも女性の方がペットに対する愛着が強いことや、ペットに対する評価が高いことは、複数の調査で明らかにされている(e.g. Johnson et al., 1992; 杉田, 2008b)。また、ペットの死後に経験する悲嘆や死に対する不安の程度は、男性よりも女性の方が高いことも報告されている(MuCutcheon & Fleming, 2002; Planchon & Templer, 1996)。本研究の分析結果からは、不治の病にかかったペットの安楽死に関する意識においても、男性と女性では明確な差が見られ、男性は安楽死に賛成し、女性は安楽死に反対する傾向があることが示された。

先行研究では、ペットを亡くした経験を持つ飼い主を対象にして、ペットの死によって受ける精神的・身体的影響について調査したものが多く(e.g. Adams et al., 2000; MuCutcheon & Fleming, 2002; Planchon & Templer, 1996; Quackenbush & Glickman, 1984)。犬または猫との死別経験やペット飼育の有無に関する要因をコントロールした今回の分析結果からは、ペットの死を経験していなくても、また飼い主でなくても、男性と女性では安楽死に関する意識が異なるといえる。この生理的な現象ともいえる男女間の安楽死に関する意識の違いが、MuCutcheon & Fleming(2002)やPlanchon & Templer(1996)の調査で明らかになった、ペットの死に対する男女の反応差に作用している可能性も考えられる。

6.2.2 年齢

ペットを自然死させた飼い主と安楽死させた飼い主の悲嘆を比較したMuCutcheon & Fleming(2002)は、18-35歳の飼い主に比べて60歳以上の飼い主は、ペットの死後に失望や怒りや敵意の感情を表す程度が小さい、という結果に加えて、ペットを安楽死させた60歳以上の飼い主の方が、ペットを自然死させた同年代及び36-59歳の飼い主よりも悲嘆の程度が軽い、という結果を得ている。2人の研究者は前者の結果について、若い世代の飼い主に比べると、60歳以上の飼い主はより多くの喪失経験をしており、死や病についてより深く考えているので、死を受容する心の準備ができているのであろうと推察している。後者の結果については、既に自身の死について考え始めている60歳以上の飼い主が、ペットの死を自分の死と重ねることによって生じたものではないかと推測している。つまり、安楽死を選んだ場合にはペットの苦しむ姿を見なくて済むが、自然死を選んだ場合は長期にわたって苦痛に耐えるペットの姿を目にすることになり、その姿が現実には安楽死を選ぶことができない自分自身の死に様を想像させるためではないか、というのである。

本研究では、ペットの安楽死に関する設問の回答の割合の分布を年齢層別に見たところ(図4参照)回答者の年齢層が上がるに伴い、「どちらかといえばそう思わない」という迷いを含んだ反対意見が、「そう思う」という明確な賛成意見に徐々に移行していく様子が観察された。また、この2つの選択肢の間に位置する「どちらかといえばそう思う」という迷いを含んだ賛成意見の回答の割合が、他の年齢層に比べて40歳代と50歳代で多くなり、この年齢層を超えた60歳代と70歳以上では、「そう思う」という明確な賛成意見を表す回答の割合が4つの選択肢の中で最も多くなるという現象が見られた。このように、今回の調査においても、上記のMuCutcheon & Fleming(2002)の調査結果と共通して、高い年齢層、特に60歳以上でペットの安楽死を肯定する意見が多くなることが判明している。

今回の規定要因に関する分析では、トラウマの有無や親や子どもとの死別経験の有無、人の安楽死についての賛否に関する要因はコントロールされており、トラウマや近親者との死別経験の有無、人の安楽死に関する意識に関係なく、ペットの安楽死に関する意識は年齢と共に変化することが示されている。よって、喪失経験や人の安楽死に関する意識に言及した、MuCutcheon & Fleming(2002)の高齢者の死生観についての解釈をそのまま借用するわけにはいかないであろう。しかし、年齢が上がるほどペットの安楽死に賛成する傾向があるという本研究の結果は、加齢に伴って起こる何らかの意

識の変化が、ペットの安楽死に関する意識に反映されていることを示唆している。今回の場合は、トラウマや親や子どもとの死別経験といった要因では測ることのできない、死生観の変化が作用していると考えられるべきであろうか。

6.2.3 信仰宗教

表3の分析結果においては、家または自分の信仰する宗教として仏教・神道を挙げた人は、「信仰する宗教はない」と回答した人よりも、ペットの安楽死に賛成していることが示された。今回の分析では、キリスト教信仰者と無宗教者との間に有意な差は見られないものの、キリスト教信仰者の係数値は仏教・神道信仰者とほぼ同じである。この係数値だけから判断すると、キリスト教信仰者も仏教・神道信仰者と同じくペットの安楽死には賛成しており、無宗教者やその他の宗教信仰者はペットの安楽死に反対する傾向がある(7)。このように見ていくと、仏教徒、キリスト教徒という分類で安楽死に関する意識が異なるわけではなく、また仏教徒だから安楽死に反対するわけではないといえる。

ペットとの死別経験者を対象にして行われたオーストラリアの調査(Davis et al., 2003)では、信仰する宗教自体はペットの安楽死に関する意識に影響せず、殺生を禁じる宗教の信仰者であっても安楽死を容認する意見を持っていることが明らかにされている。調査対象者のインタビューコメントを読むと、対象者はその信仰する宗教にかかわらず、ペットの苦痛の除去を優先して安楽死を行う欧米的な考え方(本稿第3章第4節参照)を持っており、信仰宗教の教えそのものよりも、生活圏の文化的要因が安楽死に関する意識に影響することを窺い知ることができる。

今回行った分析からは、信仰する宗教の種類というよりも、仏教・神道またはキリスト教を信仰しているかどうかで、安楽死に関する是非が分かれるという結果が得られた。仏教・神道とキリスト教という宗教の違いはあるものの、信仰する宗教が安楽死に関する意識に影響するという点では、今回の結果はオーストラリアの先行研究結果とは異なる。しかし、その教義において動物観が異なるとされる(e.g. Knight, 2003; 林, 1999; 矢野, 2004) 仏教・神道とキリスト教の別に関係なく、不治の病にかかったペットの安楽死に賛成する傾向があるという点において、先行研究と同じく、1つの国を単位とする文化圏内で、信仰宗教そのものを基準にしてその人の安楽死観を判断するには限界があることを示している。ただし、なぜ仏教・神道信仰者やキリスト教信仰者が安楽死に賛成し、無宗教者やその他の宗教信仰者が安楽死に反対するのか、という点の解明については、今後の補足調査が必要であろう。

6.2.4 人の安楽死についての賛否

JGSS-2006に含まれる人の安楽死に関する設問は、「不治の病におかされた患者が、痛みを伴わない安楽死を望んでいるとします。その家族も同意している場合に、医者が安楽死を行える法律をつくるべきだと思いますか」というものであり、これに「はい」、「いいえ」、「わからない」の3つの選択肢が与えられている。人の安楽死に関する設問では、本人の希望や家族の同意があることが明記され、患者が今後痛みを感じる状態になるであろうことを示唆する文面になっている。この点でペットの安楽死に関する設問とは異なるのであるが、不治の病という点では共通している。

今回、人の安楽死に賛成であればペットの安楽死に賛成し、人の安楽死に反対であればペットの安楽死に反対するという結果が得られた。この結果については、まず、Murray & Pendridge(2001)が述べたように、人の安楽死に関する意識がペットの安楽死に関する意識に影響しているため、という見方ができるであろう。この場合、回答者はペットの安楽死が人の安楽死とは違うことを認識した上で、ペットも人と同じように扱われるべきだという、動物の権利を擁護し、動物の福祉を唱える思想を持っていることが考えられる。しかし、この結果については、安楽死そのものに対して持っている回答者の意識が、人の安楽死とペットの安楽死に関する意識に反映されたためだという別の見方もできる。不治の病の患者の安楽死に賛成意見を持つ人は、対象が人であろうがペットであろうが、その安楽死には賛成であり、安楽死に反対意見を持つ人は人の安楽死にもペットの安楽死にも反対する、という

ことである。この場合、人の安楽死とペットの安楽死がそれぞれ別の対象を扱ったものであり、安楽死の概念も異なることが明確に認識されているとは限らない。

今回の分析結果では、人の安楽死の是非について「わからない」と回答した回答者も、人の安楽死に反対意見を示した回答者と同様に、ペットの安楽死には反対であることが判明している。人の安楽死について「わからない」と回答した回答者は本来安楽死には反対なのであるが、人の安楽死の設問には本人の希望や家族の同意があることが記されているために、反対意見を表明することに迷いが生じた。しかし、ペットの安楽死の設問には人の安楽死の設問のような条件は付いておらず、またペットの意思を確認することは現実的に不可能なことがわかっていることもあり、安楽死に反対意見を表明することができたのではないか。このように推量すると、上で挙げた2つの見解の内、後者の方が今回得られた結果の解釈に近いのではないかと思われる。

6.2.5 犬または猫との死別経験

日本人と欧米人の意識の違いを如実に表しているのが、犬または猫との死別経験がある人は安楽死に反対する、という今回の結果ではないだろうか。この結果は、Adams et al. (2000) の、最近犬や猫を亡くした飼い主 154 人の内 84% が、安楽死はペットの命を絶つ人道的な方法であると信じている、という調査結果とは対照的である。JGSS-2006 では、安楽死の対象になる可能性が高いという観点から犬と猫を選び、その死別経験の有無を尋ねている。しかし、その実際の死因や、その死からどれくらいの期間が経っているのかという点については尋ねていないため、これらの要因との関連から回答者の安楽死に関する意識を検証することはできない。このように、回答者の犬または猫との死別経験の具体的な内容については不明ではあるものの、今回得られた結果からは、犬や猫を亡くした経験を持つ人は、不治の病にかかったペットの最期は安楽死ではなく、自然死を選ぶことが望ましいと考えていることが推察される。このような考えがどこから来ているのか、今後の研究を通して解明していくことで、日本人の安楽死観をより明瞭に捉えることができるのではないかと考える。

6.2.6 ペット観

ペットの安楽死に関する設問に対する回答の割合の分布で見た場合には、飼育者と非飼育者で安楽死に関する意識に差があることが観察されたものの、他の要因をコントロールした分析結果では、両者間に意識の差は見られないことが判明した。飼育しているペットをさらにその種類で分け、それぞれの飼育の有無の効果を検証した場合にも⁽⁸⁾、いずれの種類の子ペット飼育の有無も安楽死に関する意識に影響していることは確認されなかった。また、今回の分析では、ペット飼育の有無要因に加えて、「ペットは気持ちをなごませてくれる」というペットに対する肯定的な評価要因によって、ペットの安楽死に関する意識に差は見られないという結果も得られた。

ペットを飼っている人はペットに対してある程度の好意や愛着を持っていることが推測されるのであるが⁽⁹⁾、ペット飼育自体はペットの安楽死に関する意識を決める要因にはならない。ペットに対する肯定的な評価もペットの安楽死に関する意識の決定要因にならないという結果と併せると、Murray & Pendridge (2001) がいうような、ペットに関する価値観が安楽死に関する意識に影響しているとは考えられない。今回の結果からいえるのは、ペットを飼っていることやペットの存在の有用性を認めることと、不治の病にかかったペットの安楽死の是非を考えることは、別の次元の話だということである。

一方、今回の分析では、「ペットの管理をもっと厳しく規制するべきだ」という意見に関する意識と、ペットの安楽死に関する意識との間には関連性があり、この意見に賛成することは、ペットの安楽死に賛成する意見に結びつくことが判明した。このペットの管理規制に関する意識をペットに対する否定的な評価と捉えると、ペットの安楽死の是非を考える上では、「ペットは気持ちをなごませてくれる」というペットに対する肯定的な評価よりも、否定的な評価が決め手になるといえる。

ただし、このペットの管理規制に関する設問の内容は、ペットに対する否定的な評価を表している

という解釈の他に、飼育マナーの悪いペットの飼い主や、さらに深読みすれば、倫理観のないペット産業関係者や行政に対する不満を表している、と解釈することもできる。この場合、ペット自体に関する価値観や評価ではなく、ペットを取り巻く人々や社会制度に対する批判的な意見が、安楽死に関する意識に反映されたということになる。しかし、人や社会制度に対する意識がペットの安楽死に関する意識に直接影響するとは考えにくく、何らかの理由によって、ペットの存在に否定的な意見を持つ人ほど安楽死に賛成する傾向がある、と考えるのが妥当であろう。

6.2.7 世帯収入レベル

ペットの安楽死に関する意識について、世帯収入レベルの効果は見られなかった。世帯収入レベル、すなわち家計は、実際にペットに長期の治療が必要になった場合や、安楽死を選択するかどうかを迫られるような状況になった場合に、初めて問題になってくるのかもしれない。この世帯収入レベルに関する結果は、調査票のような紙面上で安楽死を想定する場合と、現実に安楽死選択の決断を迫られるような状況に置かれた場合とでは、人々の安楽死に関する是非や判断が違ってくる可能性があることを示唆している。今回の分析では、犬または猫との死別経験がない人は、死別経験がある人に比べて、安楽死に賛成する傾向があるという結果が得られたが、特にこのような動物との死別経験がない人にとって、この可能性は大きいのではないかと推測する。

6.2.8 居住市郡規模

今回の分析では、町村居住者に比べて、人口 20 万人以上の市の居住者は安楽死に反対するという結果が得られた。さらに、他の要因をコントロールした安楽死に関する意識の平均値を居住市郡規模別で比較したところ、人口 20 万人以上の市の居住者は、大都市居住者とも差が見られることが判明した ($p < .05$)。つまり、町村居住者だけでなく大都市居住者に比べても、人口 20 万人以上の市の居住者の方が安楽死に反対する傾向がある。

筆者がインタビューを行ったある獣医師の話では、飼っていた犬が死んでもまたすぐに次の犬を飼うというように、農村部に住む飼い主の方が都市部に住む飼い主よりも、ペットとの関係においては淡白な傾向があるように感じるという。町村居住者と人口 20 万人以上の市の居住者の安楽死に関する意識の差については、この獣医師のいう、農村部と都市部のペットに関する価値観の違いが反映されたという見方ができる。ところが、大都市居住者と人口 20 万人以上の市の居住者の意識の差については、この解釈では説明がつかない。さらに、大都市居住者と町村居住者では安楽死に関する意識に有意な差はなく、やはりこの解釈では説明することができない。今回の調査では、この結果をどのように解釈すべきか結論を下すには至らない。この点については、今後の研究過程において明らかにしていきたいと思う。

6.3 今後の研究課題

以上のように、分析結果について考察を加えていく中で、いくつかの研究課題が提示された。最後に、考察の中では述べる機会がなかった今後の研究課題について言及しておきたい。本稿第 2 章でも述べたように、今回分析に用いた JGSS-2006 のペットの安楽死に関する設問では、「不治の病」という表現があるだけで、ペットの種類やペットの置かれた状況に関する具体的な説明はない。しかし、例えば苦痛の有無や死期の切迫性、これまでの治療期間など、ペットの置かれている状況に関する具体的な説明を加えることで、回答者の安楽死の是非に関する判断が変わってくる可能性が考えられる。今後の研究においては、ペットが置かれている状況を具体的に設定し、ペットとの死別経験の有無やその死因を始めとする、調査対象者のペットとの関係に関する履歴を詳しく尋ねた上で、ペットの安楽死の是非に関する意識がどう変化するか検証を行っていきたい。

7. 結び

本研究では、不治の病にかかったペットの安楽死の是非に関する意識の規定要因という観点から、日本人のペットの安楽死観の概観を試みた。JGSS-2006 のデータを用いた今回の分析結果からは、回答者全体で見た場合には安楽死の賛否の割合はほぼ同じであるものの、回答者の性別や年齢、居住市郡規模、信仰宗教、人の安楽死についての賛否、犬または猫との死別経験の有無、ペットの管理規制に関する意見についての賛否によって、安楽死に関する意識の違いが見られることが判明した。この一方で、回答者の就業の有無、世帯収入レベル、最終学歴、トラウマの有無、親との死別経験の有無、子どもとの死別経験の有無、現在のペット飼育の有無、ペットは気持ちをなごませてくれるという意見についての賛否は、安楽死に関する意識に影響しないことが判明した。また、以上の分析結果についての考察過程において、検証すべき多くの研究課題が提示された。

本研究は日本人の安楽死観研究のほんの糸口にすぎない。飼い主とペットのよりよい関係、ならびに飼い主と獣医師・病院スタッフとのよりよい関係を考えていく上でも、さらに詳細で多面的な研究が必要であろう。日本人のペットの安楽死観の解明を目指し、今回提示された研究課題の検証を行うと共に、今回とは違う視点からの研究も行っていきたい。

[Acknowledgement]

日本版 General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学 JGSS 研究センター（文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点）が、東京大学社会科学研究所の協力を受けて実施している研究プロジェクトである。東京大学社会科学研究所 SSJ データアーカイブがデータの配布を行っている。

[注]

- (1) この図は、筆者が 2005 年に行った調査で得られたデータを基に、本稿用に新たに作成したものである。
- (2) オーストラリアの北部準州（ノーザン・テリトリー）では、1995 年に準州議会で人の安楽死に関する法案が可決され、翌年から安楽死が合法化された。しかし、1997 年の連邦議会でこの法案は無効とされた。
- (3) 前章では、動物虐待と動物のクオリティ・オブ・ライフの概念を、安楽死観に影響する要因として挙げている。しかし、この概念については、JGSS-2006 に相当する変数が見つからないため、今回の分析には含まれていない。
- (4) 今回の分析では、伝統的な仏教・神道の宗派とキリスト教の宗派以外のものを全てを、「その他の宗教」に分類している。
- (5) この変数の基になった JGSS-2006 の世帯収入レベルに関する設問では、「平均よりかなり少ない」から「平均よりかなり多い」までの 5 つの選択肢が与えられている。今回の調査では、「平均よりかなり多い」の回答者が 20 人と少数であったため、安楽死に関する意識においてカテゴリ間に統計的な有意差が見られないことから、このカテゴリを「平均より多い」のカテゴリと併せることにした。従って、今回の分析に用いた世帯収入レベル変数のカテゴリは 4 つとなっている。
- (6) 表 2 では、年齢に関するカテゴリは年齢層ごとにその人数を表示しているが、表 3 の分析においては、回答者の年齢の実数を共変量として投入している。
- (7) 他の要因をコントロールした上で、各信仰宗教によるペットの安楽死に関する意識の平均値を比較したところ、「仏教・神道」と「なし（信仰する宗教はない）」の間以外で、有意水準 5 % での差は認められなかった。「仏教・神道」と「その他の宗教」の間では、 $p=0.07$ という結果が得られている。
- (8) ここでは、「現在のペット飼育の有無」変数の代わりに、「室外犬飼育の有無」、「室内犬飼育の有無」、「室外猫飼育の有無」、「室内猫飼育の有無」、「その他の種類のペット飼育の有無」変数を投入して分析を行った。なお、JGSS-2006 では、飼育しているペットの種類を問う設問は複数回答

になっている。

- (9) 杉田 (2008b) の JGSS-2000 と JGSS-2001 の結合データを用いた分析では、ペット飼育者の中でも、室内犬飼育者や室外犬飼育者、そして猫の飼育者は、その他のペット飼育者に比べて、ペットの存在感に関する評価が高いことが報告されている。

[参考文献]

- Adams, Cindy L., Bonnet, Brenda, N., & Meek, Alan, H., 2000, Predictors of owner response to companion animal death in 177 clients from 14 practices in Ontario, *Journal of American Veterinary Medical Association*, 217, 1303-1309.
- American Veterinary Medical Association, 2007, *AVMA guidelines on euthanasia*, [On-line] Available: http://www.avma.org/issues/animal_welfare/euthanasia.pdf.
- Anderson, P. Elizabeth, 2008, *The powerful bond between people and pets: Our boundless connections to companion animals*, Praeger.
- Carmack, Betty J., 1980, When companion animals die: Caring for clients in their time of sorrow. *Veterinary Medicine*, 81, 311-314.
- Cowles, Kathleen V., 1985, The death of a pet: Human response to the breaking of the bond. In Sussman, Marvin B. (Ed.), *Pets and the Family*, 135-148.
- Davis, Helen, Iwan, Peter, Richardson, Michelle, & O'Brien-Malone, Angela, 2003, When a pet dies: Religious issues, euthanasia and strategies for coping with bereavement, *Anthrozoös*, 16, 57-74.
- 動物処分方法関係専門委員会 (編), 1996, 『動物の処分方法に関する指針の解説』 社団法人日本獣医師会.
- Hart, Lynette A., Hart, Benjamin L., & Mader, Bonnie, 1990, Humane euthanasia and companion animal death: Caring for the animal, the client, and the veterinarian, *Journal of American Veterinary Medical Association*, 197, 1292-1299.
- Johnson, Timothy P., Garrity, Thomas F., & Stallones, Lorann, 1992, Psychometric evaluation of the Lexington Attachment Scale (LAPS), *Anthrozoös*, 5, 160-175.
- 林良博, 1999, 『検証アニマルセラピー』 講談社.
- 本田三緒子, 1999, 『身勝手な飼い方をされるペットたち』 大日本図書.
- 岩本隆茂・福井至, 2003, 『アニマル・セラピーの理論と実際』 培風館.
- 甲斐克則, 2006, 『安楽死と刑法』 成文堂.
- 片野ゆか, 2003, 『犬が本当の「家族」になるとき』 講談社.
- Katcher, Aaron Honori & Rosenberg, Marc A., 1979, Euthanasia and the management of the client's grief, *Compendium on Continuing Education*, 1, 887-890.
- Kay, William J., Cohen, Susan P., Fudin, Carol. E., Kutscher, Austin H., Nieburg, Herbert A., Grey, Ross E., & Osman, Mohamed M. (Eds.), 1998, *Euthanasia of the companion animal: The impact of pet owners, veterinarians and society*. The Charles Press, Publishers.
- Knight, John, 2003, *Waiting for wolves in Japan: An anthropological study of people-wildlife relations*, Oxford University Press.
- Kogure, Norio & Yamazaki, Keiko, 1990, Attitudes to animal euthanasia in Japan: A brief review of cultural influences, *Anthrozoös*, 3, 151-154.
- Lagoni, Laurel & Butler, Carolyn, 1994, Facilitating companion animal death, *Small Animal*, 70-76.
- McCutcheon, Kelly A. & Fleming, Stephen J., 2002, Grief resulting from euthanasia and natural death of companion animals, *OMEGA*, 44, 169-188.
- Murray, Richard, & Pendridge, Helen, 2001, *Dogs and cats in the urban environment: A handbook of municipal pet management*, [On-line] Available: <http://www.petnet.com.au/dcue/index.htm>.

- 鍋島直樹, 1994, 「第一章 仏教からみた安楽死・尊厳死の問題」高島学司(編)『医療とバイオエシックスの展開法律』230-264, 文化社
- 新島典子, 2006, 「飼主の死生観と亡きペットの存在感:「家族同様」の対象を亡くすとは」『死生学研究』春号, 165-188.
- 西山ゆう子, 2001, 『小さな命を救いたい』エフエー出版.
- 沖永隆子, 2004, 「「安楽死」問題にみられる日本人の死生観:自己決定権をめぐる一考察」『帝京大学短期大学紀要』24, 69-95.
- Planchon, Lynn A. & Templer, Donald I., 1996, The correlates of grief after the death of pet, *Anthrozoös*, 9, 107-113.
- Quackenbush, James E. & Glickman, Lawrence, 1984, Helping people to adjust to the death of a pet, *Health Social Work*, 9, 42-48.
- 坂本徹也, 2002, 『ペットの命を守る』, ハート出版.
- 新村拓, 2001, 「死と向い合う:医療死の中の安楽死」『国立歴史民俗博物館研究報告』91, 63-73.
- 社団法人日本獣医師会, 2004, 『小動物医療の指針』 [On-line] Available:
http://nichiju.lin.go.jp/chikai_pdf/2-1.pdf.
- 杉田陽出, 2007, 「愛着の観点からみたペットの安楽死に関する大学生の意識:オーストラリア人大学生との比較を含めて」『日本動物看護学会第16回大会テキストA』, 22-23.
- 杉田陽出, 2008a, 「愛着のタイプ及びその度合から見た飼い主のペットの安楽死選択に関する意識:大学生を対象にした調査データを基に」『日本動物看護学会誌』13, 62-74.
- 杉田陽出, 2008b, 「21章 ペットブームの背景」谷岡一郎・仁田道夫・岩井紀子(編)『日本人の意識と行動』355-367, 東京大学出版会.
- Veterinary Practitioners Registration Board of Victoria, 2006, *Guidelines*, [On-line] Available:
<http://www.vetboard.vic.gov.au/docs/full.pdf>.
- 矢野智司, 2004, 『動物絵本をめぐる冒険』勁草書房.